

## 大淀町新型コロナウイルス感染症対策本部運営要綱

新型コロナウイルス感染症対応会議（令和2年2月28日）で対策本部体制に切り替えることを決定した。

### （設置）

第1条 大淀町は、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、本町としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること。
- （2）町内における新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大の防止に関すること。
- （3）町内発生時における社会機能維持に関すること。
- （4）町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第3条 対策本部は、条例第2条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には町長、副本部長には副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときはその都度本部員を追加することができる。

### （会議等）

第4条 本部長は、庁内各部局における新型コロナウイルス対策の実施に関する事項を決定するため、新型コロナウイルス対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置くものとする。

- 2 対策本部は、町役場会議室に設置する。ただし、感染拡大の状況に応じて、他の施設の選定その他柔軟な対応をとるものとする。
- 3 本部会議の構成員は、別表第1に掲げる本部長、副本部長及び本部員とする。
- 4 本部会議は、その都度招集するものとし、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、また、構成員の一部をもって開催することができる。
- 5 本部長は会議の議長となる。

### （班の設置）

第5条 本部長は、第2条第1項各号に掲げる事項を所掌するため、条例第4条の規定に基づき、対策本部に別表第2に掲げる部の下に班を設置するとともに、班に本部長

が指名する班長を置くものとし、別表第3のとおり、各班の所掌事務を定めるものとする。

2 班長は班の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、健康増進課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定める以外の対策本部に関する活動事項については、法第8条の規定により策定された大淀町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。以下同じ。）の定めるところによる。

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

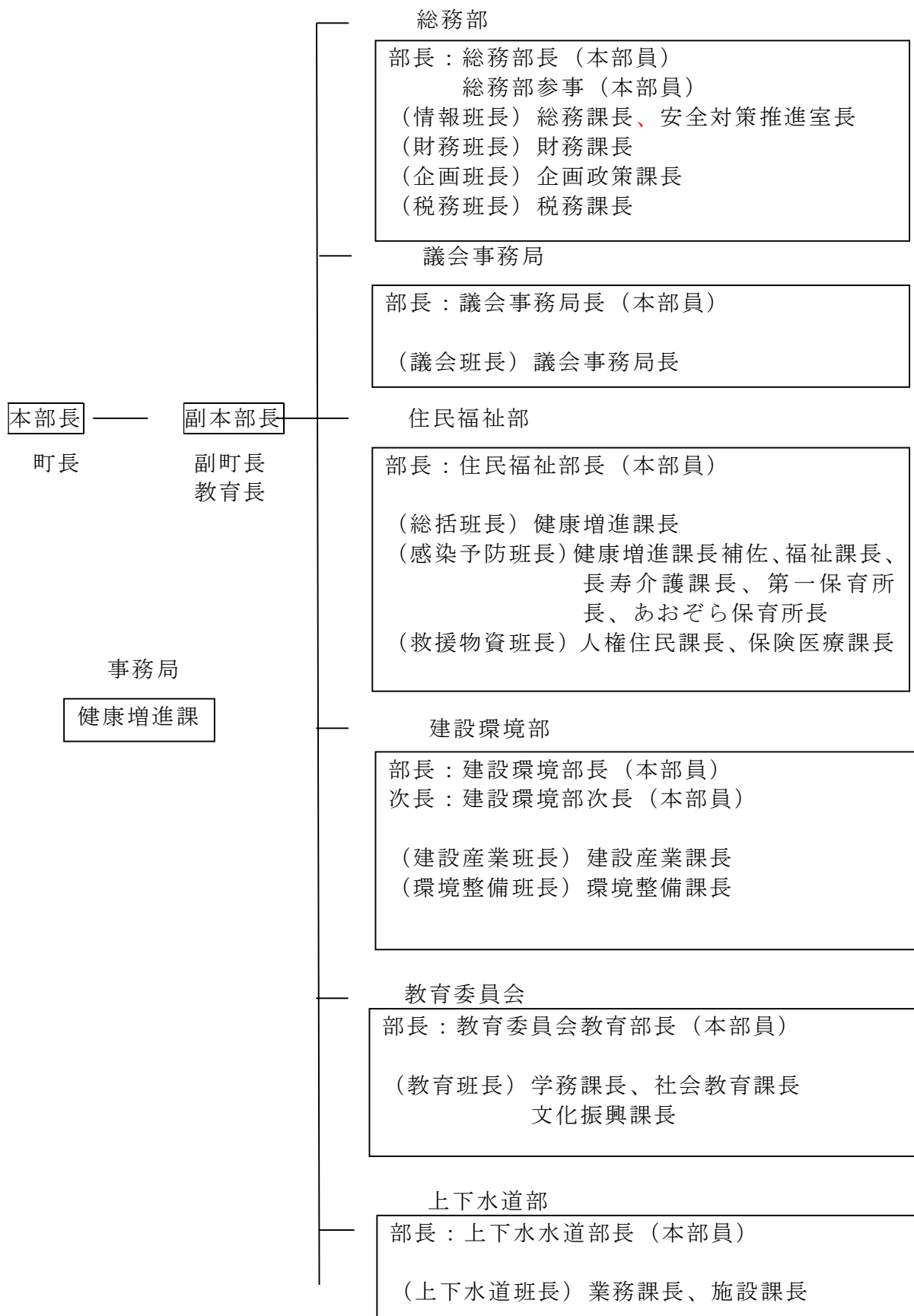
令和2年10月1日一部改正

別表第1（第3条第3項・第5条第3項関係）

大淀町新型コロナウイルス感染症対策本部	
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
本部員	
総務部	総務部長 総務部参事
議会事務局	議会事務局長
住民福祉部	住民福祉部長
建設環境部	建設環境部長 建設環境部次長
教育委員会	教育委員会部長
上下水道部長	上下水道部長

別表第2（第6条第1項関係）

大淀町新型コロナウイルス感染症対策本部体制



別表第3 (第6条第2項関係)

大淀町新型コロナウイルス感染症対策本部所掌事務

( ) は担当班名

担当部局	担当部署	所掌事務
各部共通	各課共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集に関すること</li> <li>2. 各対策業務の継続的、安定的遂行のための体制構築に関すること</li> <li>3. 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること</li> <li>4. 関係機関との連絡、調整に関すること</li> <li>5. 他部への応援に関すること</li> <li>6. 所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること</li> <li>7. 所管施設・団体の感染防止策に関すること</li> <li>8. 所管施設の消毒などに関すること</li> <li>9. イベント、集会行事及び民間事業などの自粛要請に関すること</li> <li>10. 新型コロナ等外来に関する公共施設の使用に関すること</li> <li>11. その他、対策本部の決定事項に関すること</li> </ol>
総務部	総務課 安全対策室 (情報班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 庁舎内の感染予防対策に関すること</li> <li>2. 発生時における町役場の業務継続、組織体制に関すること</li> <li>3. 町民の相談窓口に関すること</li> <li>4. 民間企業などへの就業制限要請に関すること</li> <li>5. 対策に係る国、県、他市町村、関係機関等との連携に関すること</li> <li>6. 対策に係る消防団・自主防災組織との連絡調整に関すること</li> <li>7. 自治会等との連絡に関すること</li> <li>8. 自衛隊派遣要請に関すること</li> </ol>
	財務課 (財務班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発生時における業者等への支払い継続に関すること</li> <li>2. 対策関係予算などの財務に関すること</li> <li>3. 義援金の受付及び配分に関すること</li> </ol>
	企画政策課 (企画班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通機能維持の連絡、調整に関すること</li> <li>2. 広報(情報提供)に関すること</li> <li>3. 報道機関との連絡、調整に関すること</li> </ol>

担当部局	担当部署	所掌事務
総務部	税務課 (税務班)	1.発生時における町税の減免等に関する事
議会事務局	議会事務局 (議会班)	1.町議会議員への情報提供、連絡調整などに関する事
住民福祉部	健康増進課 (総括班) (感染予防班)	1.対策本部の運営に関する事 2.感染症法に関する事 3.町内感染拡大状況調査に関する事 4.町民の相談窓口に関する事 5.職員の研修に関する事 6.対策に係る国、県、他市町村、関係機関等との連携に関する事 7.医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡、調整に関する事 8.発生時における臨時医療施設の設置に関する事 9.新型コロナウイルス等外来に関する事 10.情報提供及び普及啓発に関する事(心のケアを含む) 11.健康観察、医療提供等に係る連絡、調整に関する事 12.感染防止対策物品、その他必要な物資・資材の備蓄に関する事
	福祉課 長寿介護課 第一保育所 あおぞら保育所 (感染予防班)	1.保育所、福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事 2.発生時における福祉サービスの提供・継続に関する事 3.在宅要援護者(高齢者・障がい者など)の支援に関する事 4.社会福祉施設の被害調査に関する事
	人権住民課 保険医療課 (救援物資班)	1 食料、その他関連物資の調達、受け入れ、配布に関する事 2.町営住宅の入居者への情報提供等に関する事 3.町内在住の外国人への支援に関する事

担当部局	担当部署	所掌事務
建設環境部	建設産業課 (建設産業班)	1.商工会、小売業団体等に対する生活必需品の安定供給の要請に関する事 2.商工業者、農協等への情報提供、事業継続、自粛要請等に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 発生時における町道の維持管理に関すること</li> <li>4. 高病原性鳥インフルエンザに関する対策本部への情報提供に関すること</li> <li>5. 動物(家さん・家畜など)の不審死への対応に関すること</li> <li>6. 吉野路大淀i(アイ)センター(道の駅を含む。)に関すること</li> <li>7. 観光に関すること</li> <li>8. 対策に係る観光事業者との連絡調整、指導要請等に関すること</li> <li>9. 旅行者への情報提供、指導要請等に関すること</li> </ul>
	環境整備課 (環境整備班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 感染予防・まん延防止等のための環境衛生及び環境保全に関すること</li> <li>2. 感染性廃棄物の処理に関すること</li> <li>3. 遺体の安置及び火葬に関すること</li> </ul>
教育委員会	学務課 社会教育課 文化振興課 (教育班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 所管する学校・幼稚園の感染防止策に関すること</li> <li>2. 園児、児童、生徒の罹患状況の把握に関すること</li> <li>3. 感染が疑われる症状がある園児、児童、生徒への受診の指導に関すること</li> <li>4. 所管する学校・幼稚園の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> </ul>
上下水道部	業務課 施設課 (水道班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 水道水の安定供給に関すること</li> <li>2. 水道関係情報の収集及び記録に関すること</li> <li>3. 取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関すること</li> <li>4. 原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関すること</li> <li>5. 下水道に関すること</li> </ul>

※対策を的確かつ迅速に実施するため、各担当部が連携をとりながら全庁的な取り組みを行う。

※体制に応じて消防署、警察署との連携調整を図る。